

県予算制度、改修事業の歴史



明治時代の河川事業の推移

西暦	和暦	全国の動き	県内の動き	県内の河川・海岸事業等の関連事項
1868年	明治 元年	治河使設置	入鹿池堤防決壊	
1869年	明治 2年	版籍奉還		
1870年	明治 3年	民部省、治河規則を定める		
1871年	明治 4年	治水条目(太政官布達)を定める		
1872年	明治 5年	廢藩置県	愛知県成立	
1873年	明治 6年	地租改正条例		
1875年	明治 8年	河港道路修築規則を定める		
1876年	明治 9年			安永川延伸工事着手
1878年	明治 11年	新三法公布 郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則		黒川(堀川上流部)の開削
1879年	明治 12年		愛知県会設置	瀬戸川(篠川上流域)の改修
1880年	明治 13年	区町村会法公布 水利士功会の設置	愛知県土木費支弁法制定	
1881年	明治 14年			境川百間堤の築造
1882年	明治 15年		乙川久後崎切れ	
1883年	明治 16年			三都治水工事 乙川・矢作古川・安藤川・広田川・相見川・柳川・淵川・古部川等 矢作川(中流部)の改修 新川洗堰修理 郷瀬川の付替 北浜懸水路の開削 庄内川河口背割堤増築 新木津用水改修工事完成 木曾三川分流工事着手 木曾川明治改修着手 河身工事(国庫支弁(直轄施行)) 堤防工事(地方税支弁(府県施行)) 木曾川七箇年継続大改修工事案県会可決
1884年	明治 17年			
1886年	明治 19年	内務省土木局に治水課設置		
1887年	明治 20年			
1888年	明治 21年			
1889年	明治 22年	大日本帝国憲法公布	県下洪水災害・海部郡高潮災害 篠川上流部締切り	
1890年	明治 23年	第1回帝国議会議召集 水利組合条例制定		
1891年	明治 24年		濃尾大震災	
1893年	明治 26年			三大河川(庄内川・矢作川・豊川)改修に関する決議
1896年	明治 29年	旧河川法公布	県下洪水災害・海部郡高潮災害	
1897年	明治 30年		木曾川橋多須切れ	
1899年	明治 32年	耕地整理法制定	木曾川改修工事費継続年額及び支出方法変更	佐屋川の廃川 木曾三川分流工事完成 佐屋川用水(篠川上流域)の開削 大治水継続事業案(300万円計画) 新川(以西治水工事・入鹿池開削工事・連瀬川開削改修工事・梅田川改修工事) 庄内川堤防増築 新川洗堰大改築 名古屋精進川(新堀川)改修工事着手
1900年	明治 33年			
1901年	明治 34年			大治水継続事業案県会否決
1904年	明治 37年			
1905年	明治 38年	耕地整理法改正 灌漑排水事業の追加		
1906年	明治 39年		耕地整理及土地改良規定制定	
1908年	明治 41年	水害予防組合法公布 水利組合法制定		中島郡蘇東耕地整理組合による日光川・野府川の改修着手
1910年	明治 43年	第1次治水計画 直轄工事河川の計画 第1期河川:木曾川上流 第2期河川:庄内川・矢作川・豊川		名古屋新堀川門削完成 北浜懸水水利組合による北浜川の改修着手
1911年	明治 44年	第1次治水計画策定		
1912年	明治 45年			耕地整理による伊賀川の付替え着手

大正時代の河川事業の推移

西暦	和暦	全国の動き	県内の動き	県内の河川・海岸事業等の関連事項
1912年	大正 元年		県下洪水高潮災害	
1913年	大正 2年	運河法公布	河港課発足	
1914年	大正 3年	第一次世界大戦(T3~7)	木曾川堤防増築案否決	
1915年	大正 4年		県会臨時治水調査委員会設置 庄内川・矢作川・豊川改良案否決 木曾川堤防増築案原案執行の認可	
1916年	大正 5年		鍋田川他4ヶ川改良案修正可決 その後原案執行の認可	木曾川(佐屋川締切地点上流)測量開始
1918年	大正 7年	米騒動起こる		鹿乗川懸水水利組合による鹿乗川改修着手 鍋田川他4ヶ川改良費継続年額及び支出方法変更 日光川・矢作川・豊川…直轄工事予定河川の応急的工事 矢作古川…堤防補強・青刺堀・用水取水処理
1921年	大正 10年	第2次治水計画策定 公有水面埋立法公布	海部郡洪水高潮災害	木曾川大正改修(直轄工事)着手
1922年	大正 11年		鍋田川他4ヶ川改良費継続年額及び支出方法変更	
1923年	大正 12年	関東大震災 用排水改修事業補助要項制定(1/2補助)		
1924年	大正 13年		用排水改修事業継続年額及び支出方法可決	
1925年	大正 14年		県下洪水災害	日光川改修変更計画(締切樋門)工事着手
1926年	大正 15年		河川改良費継続年額及び支出方法可決	

昭和時代の河川事業の推移

西暦	和暦	全国の動き	県内の動き	県内の河川・海岸事業等の関連事項
1927年	昭和 2年	金融恐慌		河川改良継続事業(境川・逢妻川・新川・五条川)着手 堀川改修工事着手 汐川沿岸排水改修事業着手
1928年	昭和 3年	内務省農林省間の権限整備 河川法準用河川認定基準緩和 内務省河川改修国庫補助を試行	準用河川認定多数137河川(S3~6)	戸田川沿岸・広田川沿岸各排水改修事業着手

西暦	和暦	全国の動き	県内の動き	県内の河川・海岸事業等の関連事項
1929年	昭和 4年	世界恐慌 一部河川に国庫補助適用		油ヶ淵沿岸排水改修事業着手 矢田川流路付替工事着手(～S9失対事業) 梅田川改修工事着手
1930年	昭和 5年	農村恐慌 失業救済工事起債条件緩和		日光川西(善太川)・安永川沿岸各排水改修事業着手 逢妻川沿岸排水改修事業着手(昭和7年/中小河川改良事業に引継ぎ)
1931年	昭和 6年			時局匡救事業着手 県直営中小河川改良事業:逢妻川(境川)・五条川(新川)・天白川・内津川・音羽川
1932年	昭和 7年	地方債許可暫行特例の勅令 第62帝国議会議案・第63臨時議会で時局匡救事業成立 時局匡救事業の中に中小河川改良費補助(1/2)を創設 時局匡救事業始まる(～S9) 中小河川改良事業補助制度発足	昭和7年9月臨時県会時局匡救予算可決 農村振興土木事業及び農業土木事業	時局匡救町村河川事業実施34河川(S7~9) 福田川沿岸・鹿乗川沿岸・北浜排水改修事業着手
1933年	昭和 8年	第3次治水計画策定		矢作川改修(直轄工事)着手 時局匡救事業河川追加 県直営中小河川改良事業:郷瀬川・三宅川・猪瀬川 五ヶ村川沿岸・日光川沿岸・目比川上流沿岸 各排水改修事業(時局匡救事業)着手
1934年	昭和 9年	戦時需要に伴う景気回復及び戦費増大により時局匡救事業打ち切り 災害復旧助成事業発足 時局匡救事業打ち切り後中小河川改良事業が継続実施される		庄内川河口改修(失業救済事業)着手 中小河川改良事業として時局匡救事業実施河川に加え大山川を実施 柳生川運河完成 豊川改修(直轄工事)着手 堀川改修工事完成
1935年	昭和 10年			庄内川改修(直轄工事)着手
1936年	昭和 11年			
1938年	昭和 13年			
1939年	昭和 14年			
1940年	昭和 15年	河水統制事業発足		
1941年	昭和 16年			
1944年	昭和 19年		東南海地震	
1945年	昭和 20年		三河地震	
1949年	昭和 24年	水防法公布		
1950年	昭和 25年			
1951年	昭和 26年	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法公布 河川局部改良事業補助制度発足 海岸優食対策費補助制度発足 海岸局部改良費補助制度発足		庄内川中小河川改良事業着手 日光川中小河川改良事業着手 梅田川等で地盤変動対策河川事業補助開始(～S40)
1952年	昭和 27年	治山治水基本対策要綱策定 災害関連事業発足	13号台風による高潮	逢妻川中小河川改良事業着手
1953年	昭和 28年			
1954年	昭和 29年			
1956年	昭和 31年	海岸法公布		佐久間ダム完成 日光川河口締切堤着工 庄内川中之島撤去工事概成 県単独河川局部改修事業開始(天神川)
1957年	昭和 32年	特定多目的ダム法公布 河川高潮対策事業補助制度発足		宇連ダム完成 山崎川等で小規模河川改良事業開始 伊勢湾等高潮対策事業開始(～S38)
1958年	昭和 33年	海岸高潮対策費補助制度発足	河川課と港湾課分離	
1959年	昭和 34年	小規模河川改良事業補助制度発足	伊勢湾台風	
1960年	昭和 35年	治山治水緊急措置法公布 治水特別会計法公布 治水事業十箇年計画(第1次治水五箇年計画)		
1961年	昭和 36年	災害対策基本法公布		
1962年	昭和 37年	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律公布		新地蔵川完成 日光川河口締切堤完成 名古屋港高潮防波堤完成 柳生川中小河川改良事業概成 堀川、河川汚濁対策事業開始 天竜川、木曾川一級水系に指定 豊川放水路完成 豊川、矢作川一級水系に指定 矢作ダム着工 県単独小規模河川改修事業開始
1964年	昭和 39年	河川法公布	東京オリンピック	
1965年	昭和 40年	中部圏開発整備法公布 第2次治水五箇年計画閣議決定		河川環境整備事業開始(矢田川河道整備着手) 県単独河川環境対策事業開始 庄内川一級水系に指定
1966年	昭和 41年			
1967年	昭和 42年			
1968年	昭和 43年	砂利採取法公布 第3次治水五箇年計画閣議決定		
1969年	昭和 44年	都市河川環境整備事業費補助制度発足		
1970年	昭和 45年	都市小河川改修費補助制度発足 水質汚濁防止法公布	大阪万国博	
1971年	昭和 46年	地盤沈下対策河川事業費補助制度発足 第1次海岸事業五箇年計画閣議決定		矢作ダム完成 鍋田川埋立工事完成 間川中小河川改良事業完成
1972年	昭和 47年	第4次治水五箇年計画閣議決定 都市河川治水緑地事業費補助制度発足 防災調節池事業費補助制度発足 水源地域対策特別措置法公布 海岸環境整備事業費補助制度発足	7月豪雨	県単独地盤沈下関連河川整備事業開始
1973年	昭和 48年			
1974年	昭和 49年		台風8号及び梅雨前線による豪雨	新豊根ダム完成 日光川水系緊急3箇年計画策定
1975年	昭和 50年	河川等災害特定関連事業発足 河川激甚災害対策特別緊急事業補助制度発足 河川工作物関連応急対策事業費補助制度発足 河川管理施設等構造令制定 第2次海岸事業五箇年計画閣議決定		
1976年	昭和 51年	第5次治水五箇年計画閣議決定 河川審議会「総合的な治水対策の推進方策について」中間答申	台風17号及び前線による豪雨	日光川、目比川、水場川、阿久比川で激特事業開始 男川治水ダム実施調査に入る
1977年	昭和 52年			県単独緊急防災対策河川事業開始
1978年	昭和 53年	総合治水対策特定河川事業費補助制度発足		日光川・蟹江川排水機場完成 新川総合治水対策特定河川事業開始 水場川排水機場完成 県単独海岸緊急整備事業開始
1979年	昭和 54年	海岸保全施設補修費補助制度発足		
1981年	昭和 56年	第3次海岸事業五箇年計画閣議決定 河川審議会「河川環境管理のあり方について」答申		
1982年	昭和 57年	第6次治水事業五箇年計画閣議決定		境川総合治水対策特定河川事業開始 新川流域総合治水対策協議会発足 木曾川導水事業建設着手 境川流域総合治水対策協議会発足
1983年	昭和 58年	流域貯留浸透事業費補助制度発足		
1984年	昭和 59年	河川災害関連特別対策事業発足 災害関連河川特別水害対策促進事業発足		
1986年	昭和 61年	第4次海岸事業五箇年計画閣議決定 第7次治水事業五箇年計画閣議決定		
1987年	昭和 62年	ふるさとの川モデル事業発足 コースタル・コミュニティ・ゾーン整備計画発足		山崎川ふるさとの川モデル河川指定
1988年	昭和 63年	河川審議会「濁水対策の推進方策について」提言 マイタウン・マイリバー整備事業発足 ラブリバー制度発足		内津川ふるさとの川モデル河川指定 堀川マイタウン・マイリバー整備事業指定 水防テレメータシステム完成